

## 那覇市債権管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市債権管理条例(令和6年那覇市条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(台帳の記載事項)

第2条 条例第5条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 市の債権の名称
  - (2) 市の債権の金額
  - (3) 債務者の氏名、住所及び連絡先(法人その他の団体にあつては、名称、所在地、連絡先及び代表者の氏名)
  - (4) 市の債権の発生原因及び発生日
  - (5) 納期限又は履行期限
  - (6) 履行の状況及び対応状況
  - (7) 督促に関する事項
  - (8) その他市長が必要と認める事項
- 2 市の債権の性質上、必要がないと市長が認める場合においては、前項各号に掲げる事項のうち、その一部の記載を省略することができる。

(延滞金の免除)

第3条 条例第7条第3項の規則で定める場合は、次に掲げる事由により当該債務を履行することが困難であると認める場合とする。

- (1) 債務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき。
- (2) 債務者又は当該債務者と生計を一にする親族が死亡し、負傷し、又は疾病にかかったとき。
- (3) 債務者が失業し、又はその事業を廃止し、若しくは休止したとき。
- (4) 債務者がその事業につき著しい損失を受けたとき。
- (5) その他市長が必要と認めたとき。

(滞納処分に従事する職員であることを示す証明書)

第4条 条例第8条に規定する滞納処分に関する事務を行う徴収職員(国税又は地方

税の滞納処分の例により処分する業務に従事する職員をいう。)は、滞納処分に従事する職員であることを示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

(条例第9条第1項第6号の規則で定める期間)

第5条 条例第9条第1項第6号の規則で定める期間は、1年とする。

(議会への報告事項)

第6条 条例第9条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 放棄した非強制徴収債権の名称及び金額
- (2) 放棄した理由
- (3) その他市長が必要と認める事項

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。